

買掛金の決裁・諸経費の支払い、ボーナス支給など必要な資金のご相談はお早目に！

担保不要・保証人不要・低金利

マル経融資

(小規模事業者経営改善資金融資制度)

毎月5日の申込締切り(必要書類すべての提出が必要)、中旬審査の月末資金です。

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方をバックアップするため、西条商工会議所の推薦により日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

融資限度額 **2,000**万円 まで

金利 **1.11%**

平成 29 年 8 月 9 日現在
※利率は変動しますのでご確認ください。

返済期間 **運転7年以内 / 設備10年以内**

(据置期間 1年以内を含む)

(据置期間 2年以内を含む)

※ 申込金額が 1,500 万円を超える時は事業計画書が必要となります。

また、貸付残高が 1,500 万円以下となるまで6ヶ月ごとに政策公庫に財務状況報告(半年後と1年後の見込額と、目標を達成できなかった場合は要因と改善の見通しを具体的に記入)の提出が必要となるため、経営者を訪問・面談して事業計画の進捗状況や財務・収支状況等の確認、必要に応じ経営改善指導を行ないます。

<ご利用できる方>

すべての条件を満たしていることが必要です。

- 常時使用する従業員が **20人以下** [商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)の場合は **5人以下**] の小規模事業者 (法人役員、個人事業の家族従業員、パートアルバイトを除く)
- 商工業者であり、かつ **日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる**
(金融業、保険業、投機的事業、一部の遊興娯楽業の業種の方は、ご利用になれません)
- 許認可・登録届出を要する事業は、許認可登録等を受けている
- 西条商工会議所の管内で最近1年以上事業を営み所得の申告をしている
- 西条商工会議所の経営指導を原則として6ヶ月以上受けている
- 所得税・消費税・事業税・法人税・市県民税等、**納期限の到来している税金を完納している**
- 毎月5日の申込締切日までに、必要書類すべての提出が必要

(↓借り換えの目安です。)

※現在マル経融資をご利用で、借入金額の半分以上をご返済されている方は借り換えも可能です。

※借入申込書と申込に必要な書類の一覧は、商工会議所窓口にございますのでご来所ください。

※融資の実行にあたっては審査があります。

※ご相談の内容によっては、ご希望に添えない場合もあります。

西条商工会議所 / 中小企業相談所

本 所 住 所 : 〒793-0027 西条市朔日市 779 番 8 TEL : (0897) 56-2200
東予支所 住 所 : 〒799-1371 西条市周布 220 番地 2 TEL : (0898) 64-5000

小規模事業者経営改善資金(マル経資金)申込必要書類

※ 締切日までに下記該当書類全て提出してください。

- ◇ 申込締切日 : 毎月5日
- ◇ 審査会 : 毎月15日頃
- ◇ 条件 : 当会議所管内で1年以上事業を営み所得の申告をしている、当会議所の会員を半年以上
- ◇ 従業員数 : 5名以下(商業・サービス業)、20名以下(製造業他) ※役員、家族従業員を除く
- ◇ 業種 : 日本政策金融公庫国民生活事業の対象業種の方
金融業、保険業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方はご利用になれません。
許認可・登録届出等の必要な業種は、これを受けていること

1. 新規 利用者(下記①～⑤に該当する方)の申込時必要書類

- ①マル経を初めて利用する。 ④前回借り入れ時と代表者が変わっている。
- ②前回借り入れ完済後3年経過している。 ⑤前回借り入れ時と組織変更している。
- ③前回借り入れ時は個人で利用し、今回法人成りしている。

	添付書類	摘 要	CHECK
1	小規模事業者経営改善資金借入推薦依頼書	推薦依頼書の1枚目上半分記入・捺印	
	お客さまの情報の利用に関する同意書	推薦依頼書の2枚目下半分記入・捺印	
2	決算書(白色申告は収支内訳書)	直近2期分	
3	申告書(税務署受領印のある控え)	直近2期分	
4	3ヶ月以内の試算表	決算後6ヶ月以上経過している場合	
5	固定資産税納税通知書と課税明細書のコピー	個人企業は代表者、法人は会社と代表者	
6	所得税 法人税 事業税 住民税(市県民税) 消費税 の領収書のコピー	所得税、法人税、事業税等(均等割を含)について、納期の到来している税金を完納している証明 (滞納していない証明)	
7	上記、3・6について、 事業所得や税額が無い場合や、 均等割のみの場合は、 「営業確認書類」が必要となります	「営業確認書類」とは、次のア又はイ。 ア、直近と6ヶ月前の申込者への請求書 イ、自治体発行の営業所得又は事業所得が明記されている「所得証明書」等	
8	現在借入をされている場合は、すべての借入金償還(返済)予定表(コピー可)	借入先、当初借入額、残高、毎月の返済額等が分かるもの、担保・保証人等借入条件もお知らせください	
9	設備の見積書と、カタログ(コピー可)	300万以上の設備購入の場合は必ず添付	
10	許認可証のコピー	許認可業種の場合・訪問時に現認します	
11	法人は会社登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	法人は1部(直近3ヶ月以内のもの)	
12	不動産登記事項証明書(個人企業は代表者所有分、法人は会社所有分と代表者所有分が必要)		

2. 継続 利用者の申込時必要書類

- ①マル経の借り替え。 ②前回借り入れ 完済後3年未満 の申し込み。

	添付書類	摘 要	CHECK
13	上記必要書類1～10(法人で前回借入後役員変更等登記上の変更があった時は会社登記簿謄本も必要)		

※調査上知り得たことは秘密を厳守することになっていますので調査には安心してご協力ください。

※帳簿や伝票など日頃の営業ぶりを判断できる資料がまったくない。調査員の質問に正しく答えていただけない。求める資料を見せていただけないなど調査員に協力していただけない場合、手続きが困難となります。

※事業実績や内容等により、政策公庫の判断がお客様のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください